

2022年10月
労働者協同組合法
始まりました

労働者協同組合推進フォーラムin宇都宮

市民がつくる公共 持続可能な地域づくりに向かって

日時 **令和6年5月25日(土)**

13:30~16:00

場所 宇都宮市文化会館

第1会議室(3F)

会場参加者先着 **80名 無料**



住所：宇都宮市明保野町7-66

プログラム

【特別講演】

「労働者協同組合法」の原点
地域や社会にどう生かされるか

講師：永戸祐三氏

(労働者協同組合連合会特別相談役)



【鼎談】

労働者協同組合・協同労働が切り開く地域社会づくりと働くこと再発見

- ◆北澤隆雄氏 (労働者協同組合上田)
- ◆樋山敏夫氏 (良い映画を観る会事務局長)
- ◆相良孝雄氏

(労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 北関東事業本部本部長)



◆労働者協同組合推進フォーラム実行委員会◆

- ・協同労働推進ネットワークとちぎ ・一般社団法人日本社会連帯機構
- ・労働者協同組合労協センター事業団
- ・労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

◆後援◆栃木県

労働者協同組合法とは

第1条目的)この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。(第1条目的)

開催趣旨

令和4年10月労働者協同組合法が施行されました。

出資・意見反映・労働を基本原理とした働き方。約40年実践してきた協同労働という働き方がベースになり成立しました。

このフォーラムは、なぜ今「労働者協同組合法」が社会に必要とされているのか、この働き方が誕生した意味は何なのかを問います。また、すで実践している方々から学んでいきます。そして、この働き方をたくさんの方に知っていただき、活用していただき地域に協同労働が広がることを期待します。

申し込み方法

◆事前に申し込みをお願いいたします◆

電話で申込み

090-3594-7614

(担当:こじろい)

(土日祝を除く10時～18時)

QRで申込み



FAXで申込みの方

氏名:

所属:

連絡先(電話又はメールアドレス):

FAX番号 028-611-3765

問い合わせ先

協同労働推進ネットワークとちぎ

090-3594-7614

(土日祝を除く10時～18時)

宇都宮市操町3-10

Mail: kitakanto@roukyou.gr.jp